

板倉町告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成20年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年6月9日

板倉町長 針ヶ谷 照 夫

1. 日 時 平成20年6月12日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	石 山	徳 司	君
6 番	市 川	初 江	さん	7 番	青 木	秀 夫	君
8 番	野 中	嘉 之	君	9 番	石 山	甚 一 郎	君
1 0 番	秋 山	豊 子	さん	1 1 番	塩 田	俊 一	君
1 2 番	青 木	佳 一	君	1 3 番	川 田	安 司	君
1 4 番	荻 野	美 友	君				

○ 不 応 招 議 員 ( 1 名 )

5 番 宇 治 川 利 夫 君

## 平成20年第2回板倉町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成20年6月12日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第26号 専決処分事項の承認について  
日程第 4 議案第27号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 5 議案第28号 板倉町監査委員条例の一部改正について  
日程第 6 議案第29号 町道路線の認定について  
日程第 7 議案第30号 町道路線の変更について  
日程第 8 議案第31号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について  
日程第 9 議案第32号 板倉町土地開発公社定款の変更について  
日程第10 議案第33号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について  
日程第11 議案第34号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第1号）について  
日程第12 議案第35号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第13 農業委員会委員の推薦について  
日程第14 陳情第 4号 国営事業の存続を求める陳情について  
日程第15 陳情第 5号 難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求める陳情について  
日程第16 陳情第 6号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める陳情について  
報告第1号 平成19年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について  
報告第2号 平成19年度板倉町土地開発公社事業報告及び決算について  
報告第3号 平成20年度板倉町土地開発公社事業計画及び予算について

### ○出席議員（13名）

1番	川野辺 達也 君	2番	延山 宗一 君
3番	小森谷 幸雄 君	4番	石山 徳司 君
6番	市川 初江 さん	7番	青木 秀夫 君
8番	野中 嘉之 君	9番	石山 甚一郎 君
10番	秋山 豊子 さん	11番	塩田 俊一 君
12番	青木 佳一 君	13番	川田 安司 君
14番	荻野 美友 君		

### ○欠席議員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	針ヶ谷 照 夫 君
教 育 長	今 村 好 市 君
総合政策課長	小野田 吉 一 君
生活窓口課長	荒 井 英 世 君
健康福祉課長	小野田 国 雄 君
建設農政課長	中 里 重 義 君
会計管理者	小 菅 正 美 君
教育委員会 教務局長	田 口 茂 君
農業委員会 農事局長	中 里 重 義 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	栗 原 光 実
書 記	石 川 英 之
行政安全 グーダー兼 リデーター兼 議会事務局書記	丸 山 英 幸

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(荻野美友君) おはようございます。

ただいまから告示第47号をもって招集されました平成20年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長あいさつ

○議長(荻野美友君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長(針ヶ谷照夫君)登壇]

○町長(針ヶ谷照夫君) おはようございます。今日はあいにくの天候になってしまいました。平成20年第2回板倉町議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、最近の国際情勢はと申しますと、隣国中国の話題に集中してしまいます。農薬混入ギョーザ事件が解決を見ないうちに、北京オリンピックの聖火リレーではチベット問題が波及し、本来は沿道の見物人を和ませるセレモニーのはずが、どの国でも大幅な警備員を動員しての緊張の中で行われました。これも歴史上まれに見る光景であったと感じております。その後、中国国家主席としては平成10年来日した江沢民主席以来10年ぶりとなる胡錦濤主席が来日をしました。これまで靖国問題などで中国との関係が思わしくなかったようではありますが、5月7日の日中首脳会談では、ともに利益を得る戦略的互惠関係の強化を図っていくとの共通認識が確立したようでございます。そして、胡錦濤主席が帰国後、5月12日午後には四川省を中心とするマグニチュード7.8の大地震が発生し、世界を驚かせてしまいました。死者及び行方不明者が8万7,000人を超える大惨事となってしまいました。特に言えることは、この地震で倒壊した建物の中に人が生き埋めになって亡くなったということでございます。なかなかここまで大きい地震は想定できなかったのかもしれませんが、建物の建築基準などを含めて今後の対応も注目されることと思います。また、発生後の数日間の対応についても、犠牲者の家族を見ていますと心痛む思いでいっぱいでございます。日本は1995年の阪神・淡路大震災、2004年の中越地震、2007年の中越沖地震などで、地震による災害救助面では他国に比べて先進的な技術力を持った国でございます。中国政府ももっと早い受け入れ態勢を示すべきであったと感じております。

いずれにいたしましても、大国として急成長した中国ではありますが、人権問題、国内格差など課題も多くあるようでございます。そうした中での北京オリンピック開催が控えているわけでございますので、これからも世界じゅうから一層注目されることになると思います。

また、中国の大地震で隠れてしまいがちなのがミャンマーのサイクロンによります被害でございます。いろんな説がございまして、死者4万3,000人、行方不明者2万8,000人とも言われています。こちらも自然災害でございまして、降雨による浸水と強風による建物の倒壊が多かったようでございます。そうした中での死者、行方不明者の数が多いのには驚いております。報道によりますと、サイクロンが接近、上陸するとい

う情報が国民に周知されていなかったようでございます。情報もラジオによる報道程度であったようでございます。この国も軍事政権下の国でございまして、先進国などの救援活動をなかなか受け入れない状況が続いておりました。そこで暮らす国民は犠牲者となっておりまして、やはり心が痛む思いでございます。洪水は板倉町でもあり得ることでございまして、こうしたことへの基本的な対応を示す町地域防災計画の見直しを今年度行う予定でございます。

国内の情勢に転じてみますと、道路特定財源の廃止で4月の1カ月間だけはガソリンが安くなりましたが、4月末には衆議院で再可決され、5月からまた高値での給油を余儀なくされております。この問題は自治体と国民個人という立場で考えますとなかなか難しい問題でございます。暫定税率も向こう10年間は確保された結果となりました。このほか、食品なども値上げされ、国民生活は非常に厳しい状況となっております。

そうした中での後期高齢者医療制度におきましても、野党は廃止を論じ、政府は内容の見直しを行うとしております。そうなりますと、私ども末端で業務を担当する市町村がその対応で大変忙しい思いを強いられることになると思います。

また、先日6月8日の白昼、東京秋葉原におきまして通り魔事件が発生し、7人が死亡、10人が負傷した殺傷事件がありました。大変ショッキングな事件でございました。通り魔事件の死者数では過去最大の事件と言われております。ふだんは好青年と周りの人は言っておるようでございますが、どうしてこういう人がこうした事件を引き起こすのか、全く理解に苦しむばかりでございます。一体日本はどうなってしまったのでしょうか。何がこうさせているのか、これからの分析と対応が非常に気にかかるところでございます。

町では平成20年度がスタートして2カ月が経過いたしました。本年度は財政改革プランの1年目として、すべての事務事業の見直しが実施されます。資料が整い次第、議会にも相談をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

また、自主財源の確保面では、群馬県企業局が板倉ニュータウン事業計画の見直しについて積極的に取り組むということでございまして、これがニュータウン事業の早期完成と優良な企業を誘致することで新たな発展へとつながっていければと考えております。さらには、東洋大学生命学部が3学科となる21年4月までに、大学との連携を目的とした協議会が立ち上がったわけでございまして、この連携によって町内の産業にこれまで以上に活性が生まれるようにしたいと考えております。

なお、今回の定例会には議案第26号から35号まで10件を上程させていただきました。慎重審議の上にご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### ○諸般の報告

○議長（荻野美友君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から月例監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしておりますから、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は10件、議長発議提出が1件であります。また、請願、

陳情につきましては、お手元の文書表のとおり陳情3件が提出されております。

次に、町長から平成19年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告が地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第1号で提出されております。

次に、板倉町土地開発公社の経営状況を説明する書類が地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第2号及び第3号で提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（荻野美友君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

4番 石山徳司君

6番 市川初江さん

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（荻野美友君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、6月4日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、青木秀夫君。

[議会運営委員長（青木秀夫君）登壇]

○議会運営委員長（青木秀夫君） それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、6月4日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日12日から20日までの9日間ということでございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、議案第26号から議案第35号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、農業委員会委員の推薦を行います。次に、陳情第4号から陳情第6号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了します。

第2日目の13日には一般質問を行います。

14日と15日を休会とし、第5日目、16日は建設農政生活常任委員会を開催して、付託された案件の審査及び所管の事務調査を行います。

第6日目の17日には総務文教福祉常任委員会を開催して、付託された案件の審査及び所管の事務調査を行います。

18日と19日を休会とし、最終日の20日は、付託された案件について所管の委員長報告の後、審議決定をいたします。さらに、議員派遣の件と閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から20日までの9日間と決定いたしました。

---

#### ○議案第26号 専決処分事項の承認について

○議長（荻野美友君） 日程第3、議案第26号 専決処分事項の承認についてを議題とし、その1、その2、その3、その4、その5について、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号 専決処分事項の承認について。

本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分その1、平成19年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について。本案につきましては、板倉町一般会計補正予算（第6号）に関するものでございまして、平成20年3月27日に専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、ニュータウン及び南地区アクセス道路用地買収費について、平成19年度中に事業実施が困難となったことによる補正でございます。補正予算の内容といたしましては、土木費の繰越明許費1億237万円に3,560万円を加えた1億3,797万円を繰り越すということでございます。

次に、専決処分その2、板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について。本案につきましては、群馬県との連携によります融資制度でございます。小口資金に係る借換制度を継続して実施するための改正でございます。この制度の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱が平成20年4月1日に改正されることに伴い、本町におきまして平成20年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

次に、専決処分その3、板倉町税条例の一部改正について。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことにより、板倉町税条例の一部を改正する必要性が生じたので、平成20年4月30日に専決処分を行ったものでございます。

専決処分その4、同じく専決処分その5、板倉町国民健康保険税条例の一部改正について。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことにより、板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、平成20年4月30日と5月16日にそれぞれ専決処分を行ったものでございます。

なお、これらは各担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。



[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、まず専決処分書その3につきましてご説明申し上げます。

板倉町税条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。本条例につきましては、去る4月30日、地方税法等の一部を改正する法律が成立したことによりまして条例改正を行うものです。今回の改正点でございますけれども、主に4点ございます。

まず、改正点の1番目ですけれども、公益法人制度改革に伴う措置です。公益法人につきましては、公益活動を目的とする法人ということで、設立には主務官庁の許可が必要とされてきました。多くは行政の外郭団体として設立されてきました。今回の改正ではこうした公益法人制度を抜本的に見直すということにしたものです。見直しに当たってのポイントですが、まず1つ目としまして、非営利法人の法人格取得が容易になったということ、それから2つ目としまして、公益性の認定の厳格化ということがあります。具体的に税法上の措置ですけれども、人格のない社団等で収益事業を行えないものにつきましては非課税とするということ、それから人格のない社団と公益法人等、資本金の額または出資金の額を有しない法人につきましては、均等割を課す場合は最低税率を適用するということです。

まず1ページなのですけれども、法人の区分と税率の表があります。これは均等割の税率です。まず1の次に掲げる法人とありますが、そのイ、ロ、ハとあります。これにつきましては、公益社団法人、それから公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に係る法人町民税均等割税率につきまして、最低税率を適用する旨規定したものです。

それから、2ページお願いします。ページ2の最初の二ですが、こちらにつきましては、資本金の額を有しない法人につきましても均等割を課す場合には、最低税率を適用することを規定したものです。その他、字句の整備となっております。

改正点の2番目ですけれども、町民税の住宅ローン特別税額控除の申告手続などに係る規定の整備でございます。これにつきましては、3ページお願いします。下から7行目なのですが、附則第7条の3第3項中とあります。この部分でございます。現行なのですが、まず住宅ローンの特別税額控除につきましては、原則3月15日までに申告書を住所地の市町村または税務署に提出した場合に限り適用することとされておりました。ただ、今回の改正におきまして、申告期間経過後も市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は適用することができるということにしたものです。

それから、改正点の大きな3番目なのですが、新築住宅などに対する固定資産税の減額の規定、それから省エネ改修工事を行った既存住宅に係る減額措置の創設があります。住宅不足を背景に住宅建築の促進を図るために、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長しました。

それから、住宅の省エネ、省エネルギー対策を税制面から促進するためのものです。これにつきましては、4ページお願いいたします。これは真ん中あたりなのですが、7項の法附則第15条の9第9項とあります。第9項、熱損失防止改修住宅又はとあります。これが省エネ改修工事として新しくつくられたものです。これにつきましては、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅につきまして、翌年度分の税額から3分の1を減額するというものでございます。

それから、改正点の4番目ですけれども、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例に関するものです。これは、エンゼル税制の見直しに伴う所要の措置ですが、ベンチ

ャー企業の育成のため、所得税においてベンチャー企業への投資額を所得控除できる制度の導入に伴いまして、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1とする課税の特例が廃止されたことに伴う規定の整備です。この部分につきましては、4ページの下から9行目なのですけれども、附則第20条第1項中とあります。それから、ずっと下におりまして、下から3行目に当たります同条第7項及び第8項を削るとあります。この削るということなのですけれども、廃止するということなのですけれども、この内容といたしまして、簡単に言いますと、株式の売却時点で株式譲渡益が発生した場合に、優遇措置として株式譲渡益を2分の1に圧縮するということが廃止されたということです。

以上が専決処分した内容でございます。

続きまして、専決処分書その4と5をあわせて説明させていただきます。

板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、これにつきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う課税限度額の設定、それから特定同一世帯の保険税の減額措置に関するものです。

まず、改正点の1番目ですけれども、課税限度額の設定があります。これまず1ページの見出しがありまして、その3行目なのですけれども、第2条第2項中「56万円」を「47万円」に改めるとあります。これにつきましては、医療分の課税限度額を47万円に改めるというものです。それから、後段にありますけれども、後期高齢者支援金等課税限度額は12万円とするものです。

それから、改正点の2番目ですけれども、国民健康保険税の減額措置に関するものです。下から8行目に当たりますけれども、第5条の2というのがあります。国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額です。これ特定世帯と、それから特定世帯以外の区分に応じてそれぞれ算定することを規定したものです。夫が後期高齢者医療制度、妻が引き続き国保の被保険者であって一人となる場合ですけれども、その場合は5年間世帯ごとに負担する国保税が半額になるというものです。

それと、下のほうに数字がありますけれども、特定世帯以外の世帯、これにつきましては2万2,000円、2ページのほうですが、特定世帯、これにつきましては半額となりますので、1万1,000円ということです。

それから、次の第19条中とありますけれども、これは国民健康保険税の減額の関係です。低所得者への減額措置といたしまして、町では応益分、均等割と平等割分なのですが、それに係る6割軽減、それから4割軽減を実施しております。7行目の口なのですが、6割軽減分、ここにつきましては、6割軽減分の医療分の平等割額です。特定世帯以外の世帯につきましては1万3,200円、それから特定世帯につきましては、その半額ということで6,600円となります。

次のハがありますけれども、ハにつきましては、後期高齢者支援金に係る均等割分で、1人につきまして4,800円となります。二につきましては、後期高齢者支援金の平等割額分です。特定世帯以外の世帯で3,600円、特定世帯でその半額ということで1,800円となります。

以上が6割軽減に関するものです。

それから、下から13行目、第19条第2号中とありますが、これは4割軽減分に当たります。まず、口ですが、これ医療分の平等割です。特定世帯以外の世帯で8,800円、特定世帯はその半額で4,400円となります。同じように後段のハですが、これは後期高齢者支援金の均等割が4割軽減で1人につきまして3,200円ということです。それから、二ですけれども、これは後期高齢者支援金の平等割分ですが、特定世帯以外が2,400円、それから特定世帯がその半額、1,200円ということになります。

3ページお願いします。下から13行目の第7条の3というのがあります。これが後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額分の条項です。特定世帯以外の世帯は6,000円、特定世帯がその半額で3,000円となります。

以上が専決処分書その4の主な内容でございます。

続きまして、専決処分書その5についてご説明申し上げます。見出しから4行目に当たりますけれども、第25条とありますが、これ国民健康保険税の減免の特例です。75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することによりまして、その扶養家族である被扶養者の方、65歳から74歳の方なのですが、新たに国民健康保険に加入することになる場合の軽減措置です。具体的に申し上げますと、夫76歳とします、夫が会社の健康保険で、妻72歳とします、妻がその被扶養者であった場合、以前は妻には保険税はかかっていませんでした。しかし、夫が後期高齢者医療制度に加入しますと、妻については新たに国保の被保険者になりますから、国保税がかかることとなります。そこで、急激な負担を避けるために、2年間ですけれども、所得割、それから資産割が免除されまして、1人当たりで負担する均等割、それが半額に、それから被保険者が1人の場合ですけれども、それは世帯ごとに負担する平等割も半額になるというものです。

以上で説明終わりますが、よろしくご説明申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 荒井課長、いいですか。今の専決処分その5についてだけでいいですけれども、今の事例、76歳の夫が今度後期高齢者に入って、72歳の奥さんが今度は国保の被保険者に新たになった場合のその軽減措置とかというのですけれども、それは申請しなければならぬ、それとも申請しなくても町のほうから軽減された納付書が、通知が自動的にいくような仕組みになっているのですか、その辺のところをちょっとお聞きしたいのです。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 申請主義でございます。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうしますと、申請しないとどうなってしまうのですか、それは。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） これなぜ申請主義を取り入れたかということなのですが、通常の減免、例えば6割軽減とか、通常の軽減は板倉でしたら6割と4割軽減やっているのですけれども、それ以外に今回の減免というか、減額措置なのですけれども、旧被扶養者の減免をあくまで分離して考えるということで、国の説明によると申請主義ですか、申請の方法をとったということなのですけれども。ですから、いろんな広報等で一応周知しますけれども、その申請ないと確かにこれは適用できません。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 申請しないと適用されないということになると、こういう制度があるということを知りもしない人ばかりではないですよ。知らない人が案外多いかもしれない。そうしますと、2年間の経過措置なのでしょうけれども、しないといわゆる減額されないで、満額納付書が板倉町から、例えば各自治体から行くと、それを支払わなければならないと。途中で気がついた場合なんかには、これどうなるのでしょうか。途中で、だれからか、いや、これは減額されるのですよと、申請すれば減額されるのですよというようなことを途中で知った場合に、それを申請した場合にはどうなるかとか、その辺のことは、それとこういう制度があるということはどういうふうに知らせるかということが大切になってくるかと思うのですけれども、お年寄りだけではなくって、普通若い人だってこんなもの関心のない人はなかなかこういう情報を理解するということが難しいと思うので、相当本人がしっかりしているか、あるいはその家族の中にこういうことに明るい人がいないと、こういう申請なんてことなかなかできないのではないかと思うのですけれども、そういう場合の何か周知する方法というのをどういうふうにして、もう実際これ始まっているのでしょうか、どういうふうにしてきたのか、その辺の、後から知った場合のと両方説明いただきたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 後から知った場合ですけれども、まずこれについては恐らく還付という形になると思うのですが、例えばその周知の関係なのですが、ひとまず、私はこれ正直言って、なぜ申請主義取り入れているか、その辺がちょっとあれなのですけれども、ただ、いずれにしても我々としてはいかに周知をするかの部分だと思うのですよね。ですから、その部分については、6月号の広報紙で一応掲載したのですが、これについてはさらにもっと周知を徹底していきたいと思っています。

その後でわかった場合ですよ。今、私さっき還付するというあれですけれども、ではその辺手続上の部分いろいろありますから、ちょっともう少しその辺は調べさせてください。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○議案第27号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（荻野美友君） 日程第4、議案第27号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題

とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第27号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員3名のうち、野口勇君が7月31日任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。

野口勇君は、平成17年8月から委員として税務行政に貢献されておりますので、今回、野口勇、生年月日、昭和13年1月26日、住所、板倉町大字飯野1875番地を適任者として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、これより議案第27号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ○議案第28号 板倉町監査委員条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第5、議案第28号 板倉町監査委員条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第28号 板倉町監査委員条例の一部改正について。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定されております健全化判断比率及び資金不足比率の公表に当たりまして、それぞれ監査委員の審査に付し、議会へ報告することが必要でありますので、これらの審査に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、平成19年度決算に基づくこれらの比率の公表を今年の秋に行う予定でございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第28号 板倉町監査委員条例の一部改正についてご説明させていただきます。

板倉町監査委員条例の第5条を次のように改めるものでございまして、第1項につきましては、地方自治

法233条第3項及び地方公営企業法第30条第3項で規定している決算の審査は、町の監査委員の審査を経て議会の認定を受けなければならないというものでございます。その監査委員の審査の意見は付された日から20日以内に町長へ提出しなければならないというものでございまして、この第1項につきまして、第3項と「提出」というところが文言、改正前は「第2項」とあったもの、それから「町長へ回付」とありましたものを「提出」に文言の整理をさせていただいたものでございます。

そして、第2項、それから第3項につきましては、新たに追加された項目でございます。第2項につきましては、地方自治法の241条第5項の規定による基金の資金運用を行う場合、この場合につきましても監査委員の審査を経て、第1項と同じように議会の認定を受けなければならないというものでございまして、その際にも監査委員の審査の意見は、付された日から20日以内に町長に提出しなければならないというふうに規定するものでございます。

そして、第3項につきましても新たに追加されたものでございまして、地方公共団体の財政健全化に関する法律が昨年、19年の6月に施行されたことに伴いまして、健全化判断比率としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これら4つの指標と地方公営企業の資金不足比率を算定した書類をやはり監査委員の審査を経て議会の認定を受けなければならないというものでございます。これらに関しましても、監査委員の審査の意見は付された日から20日以内に町長に提出しなければならないというふうに規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 文言の「回付」というのを「提出」にしたという今説明でしたけれども、この意味合いの中で目的とするものを何だということに限定された説明を受けていますか。提出と回付の際立った違いはどう考えるか、説明をお願いします。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） こういった条例は比較的難しい言葉が使われていますよね。「回付」と言われて何だろうというふうに我々も、辞書を調べるということになるよりは、「提出」のほうがわかりやすいですし、単純にそういうことだと思います。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第29号 町道路線の認定について

議案第30号 町道路線の変更について

○議長（荻野美友君） 日程第6、議案第29号と日程第7、議案第30号の2件は町道路線関係であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第29号 町道路線の認定について、議案第30号 町道路線の変更について、以上2件を一括してご説明させていただきます。

初めに、議案第29号 町道路線の認定についてでございます。今回認定をお願いいたします路線は、寄井土地改良事業の区域に編入され、事業完了後、公衆用道路として換地された路線の一部が認定漏れとなっていたことにより、新たに認定するものでございます。

続きまして、議案第30号 町道路線の変更についてでございます。今回変更をお願いいたします路線は、県道除川一板倉線と町道1級11号線を結ぶ町道6166号線でございます。この路線は、新センター用地の土地利用計画に合わせ、つけかえをすることとなっております。今回板倉分署の移転先として新センター用地を利用することとなったため、道路のつけかえをする必要が生じたことによる路線変更でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

日程第6、議案第29号 町道路線の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第30号 町道路線の変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。

塩田俊一君。

○11番（塩田俊一君） これは大新田の斜めに走っていた道路を形状を変えて東西に大体、やや真っすぐに

するあれなのですけれども、ここに出しております旧のところの地名がこれは間違っていると思うのだよね。大字大新田というのではなくて、大字板倉の大新田というのだ、あの辺。その辺ちょっと訂正したほうがいいと思う。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 変更前の起点の表示の間違いということでございますか。

「大字板倉」と言う人あり]

○建設農政課長（中里重義君） はい、これは「大字大新田」が間違いでございます。「大字板倉字大新田」ということでございますので、こちらについては訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第31号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○議長（荻野美友君） 日程第8、議案第31号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第31号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について。

本案につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村間で合併が行われる場合の広域連合財産の処分方法について、広域連合規約に定めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第31号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、広域連合規約に構成市町村での合併が行われた場合の財産



処分を定める規約の一部を改正するものであります。現在、群馬県内の合併に係る動向を踏まえますと、市町村合併の特例等に関する法律の失効日、平成22年3月までに幾つかの地域において広域連合を構成する市町村間での合併が行われることが予想されておりますので、規約を変更するものであります。

議案番号の次のページをお願いしたいと思います。中ほどになりますけれども、「第18条」を「第19条」とし、17条の次に次の1条を加えるものであります。第18条、関係市町村間の合併に伴う広域連合財産の処分でありますけれども、関係市町村間の合併により広域連合を脱退する市町村の広域連合財産の持ち分については、当該合併後存続する市町村又は合併により設置された市町村が継承をすると定めるものであります。

附則でありますけれども、この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行するというものであります。

以上、説明とさせていただきますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第32号 板倉町土地開発公社定款の変更について

○議長（荻野美友君） 日程第9、議案第32号 板倉町土地開発公社定款の変更についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第32号 板倉町土地開発公社定款の変更について。

本案につきましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により郵便貯金法が廃止されたことに伴い、板倉町土地開発公社定款から郵便貯金に係る規定を削除するため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第33号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（荻野美友君） 日程第10、議案第33号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第33号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について。

本案につきましては、第1回目の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億9,127万円とするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料に25万6,000円、国庫支出金に40万円、県支出金に196万1,000円、繰越金に186万3,000円、諸収入に469万円をそれぞれ追加し、町債を290万円減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に860万3,000円、民生費に19万5,000円、衛生費に190万6,000円をそれぞれ追加し、農林水産業費を234万9,000円、教育費を208万5,000円それぞれ減額するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

〔総合政策課長（小野田吉一君）登壇〕

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第33号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,127万円とするものでございます。

第2条にございます地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表で示してございます歳入歳出予算の補正につきまして、ただいま町長の提案理由で説明してございますので、省略をさせていただきます。

続いて、4ページをお願いします。第2表の地方債の補正でございます。一般公共事業債、国営附帯県営農地防災事業で補正前1,800万を起債する予定でございましたが、事業の減少によりましてこれを1,800万を1,510万円に補正するものでございます。当初予算で2,000万円の農地防災事業の負担金を計上してございましたけれども、この事業費が1,687万5,000円に減少されました。その1,687万5,000円の90%を起債すること

ができますので、1,510万円と補正をさせていただくものでございます。

続いて、7ページお願いいたします。歳入でございます。第13款使用料及び手数料、第1項使用料、4目の土木使用料、公共物使用料ということで25万6,000円の追加でございます。これは、県がこれまで徴収というのですか、使用料を徴収しておった古利根川の堤防敷の占用料でございます。

それから、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、こちらでは障害者自立支援給付費負担金ということで40万円の追加でございます。新たな義足の購入の補助でございます。こちら国が2分の1を負担するというものでございます。

次に、第15款の県支出金、第1項県負担金、1目の民生費県負担金、国庫と同じように、障害者の自立支援の給付費負担金で、県は4分の1を負担するというので20万円でございます。ちなみに、町が4分の1を負担するというので、また歳出のほうで説明させていただきます。

次に、第2項県補助金、4目の農林水産業費県補助金、水田農業総合推進事業費補助金ということで175万円の追加でございます。生産調整の事業による飼料稲の取り組みに係る事業費の増額ということでございます。補助率2分の1ということでございます。

次に、8ページをお願いします。第19款の繰越金、第1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金、補正財源として186万3,000円を追加するものでございます。

次に、第20款の諸収入、第5項雑入、3目雑入で、自治総合センターコミュニティ助成金380万円の追加、それから魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金で89万円の追加とございます。これは歳出のほうで詳しく説明させていただきます。

次に、9ページの第21款の町債、第1項町債、2目の農林水産業債ということで、一般公共事業債、国営附帯県営農地防災事業で290万円の減額と、先ほど地方債の中で申し上げたとおり、事業費の減による町債の減額ということでございます。

続いて、10ページをお願いします。歳出でございますけれども、歳出の中で人件費関係が出てまいりますけれども、人件費関係につきましての補正は、正職員では育児休業に関する減額であったり、4月の人事異動による配置がえの扶養手当、児童手当等の補正でございます。そして、臨時職員に関するものにつきましては、実際に配置と予算措置の違いがございますので、それらを補正をさせていただいたということでご理解賜りたいというふうに思います。

それでは、11ページの第2款総務費、第1項総務管理費、10目の自治振興費でございます。コミュニティ助成事業ということで469万円の追加でございますけれども、内訳としますと、自治総合センターコミュニティ助成金、こちらは第10行政区集会施設の備品整備でございます。こちらが240万円の追加。それから、第29行政区、こちらは自主防災組織設立に伴いましての防災設備ということで、備蓄倉庫、それから発電機、ハロゲンライトセットなどの備品の購入助成でございます。140万円の追加ということ。それから、魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金ということで、第20行政区、こちら集会施設のエアコンの設置ということで89万円の追加でございます。これらは100%歳入のほうであるものでございます。

それから、11目の諸費ということで、栄典褒賞事業ということで47万8,000円の追加とございます。これは、また議員協議会のほうで詳しく説明させていただきますけれども、前県議会議員の矢口昇氏が旭日小綬章を受賞されました。叙勲をいただきますと、町のほうで主催で祝賀会を開催しております。今回はかな

りの招待者になるかなということで、会場も東洋大学の学生食堂も使って開催したいというふうに考えております。議員皆様にもご案内を申し上げますので、ご出席をお願いしたいというふうに思います。

続いて、13ページをお願いいたします。第3款の民生費、第1項社会福祉費、3目の障害者福祉費でございます。障害者自立支援事業ということで、補装具費の支給80万円の追加です。歳入で申し上げましたように、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、80万円の追加でございます。

続いて、15ページをお願いします。第6款の農林水産業費、第1項農業費、3目の農業振興費、飼料用稲作付拡大対策事業ということで350万円の追加です。板倉町は水稻の過剰作付面積が350ヘクタールあるということで、その10%、1割の35ヘクタールを対象面積として、10アール当たり1万円の助成を行うということでございます。歳入にありましたが、歳入のほうで2分の1県の補助があるということでございます。

次に、5目の農地費で2つ目の丸、国営附帯県営農地防災事業、こちら負担金の減額でございます。312万5,000円の減額でございます。これによって地方債の減額補正も説明したとおりでございます。

以上で平成20年度板倉町一般会計補正予算（第1号）の説明終わりますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山甚一郎君。

○9番（石山甚一郎君） 9番、石山です。

先ほどの課長の説明で、15ページの農林水産業費の農業振興費の関係かな。飼料用稲作付の関係で、これ飼料米とは違うのですか。先日そんな説明を受けたのですが、飼料用稲で間違いないですか。それは課長が違うほうかな。よろしくお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 議員ご指摘のとおりでございます。これはミスプリでございます。稲ではなくて、米ということでご理解いただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） それでは、4番の石山です。

農地防災事業の縮小か、あるいは変更かわからないのですけれども、先ほどの町債が290万、今度の予算書によりますと、支出の内訳によりますと312万円の減額措置となっております、19年度は。私、一般質問の関係も絡んでくるのですけれども、これ農地防災事業で、逆に言えば、邑楽土地改良区なんかではいろんな意味合いにおいて補助事業を存続してくれと、またいろんな要望も出したつもりでありますけれども、なぜこの、変な話だけれども、突然国から来るべきものがなくなったり、312万円もということになると、1割地元負担分を計算しますと、3億円分の事業費が削られていると、そのような裏返しでもありますので、その辺の説明は受けているでしょうか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 今回の補正の理由につきまして、ご質問にお答えをしたいと思います。

今回の補正の、減額補正でございますが、これ県営の附帯事業でございますが、予定されているのは、ご承知かと思いますが、頭沼の用水路、それから北部用水が県営附帯の事業予定箇所ということでございますが、今年度県の予算措置が、当初計画されていた時点では2億円の事業費を予定をしておりました。ところが、最終的に予算措置、議会で決定していただいた額がこの板倉町内の事業箇所に充てられる予算としては1億5,000万円に減額になってしまったと、5,000万円の減額になってしまったということでございます。これは、事業のそのものが縮小されるということではございませんでして、この分余分に後年度へ延びるということをご理解をいただきたいということでございます。

以上であります。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時25分といたします。

休 憩 （午前10時11分）

---

再 開 （午前10時25分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

荒井課長より先ほどの説明がありますので、それを許します。

荒井生活窓口課長。

〔生活窓口課長（荒井英世君）登壇〕

○生活窓口課長（荒井英世君） 先ほどの青木議員さんの質問なのですけれども、専決処分5の中で還付の関係なのですが、国保税の納付書は7月に出されます。仮に8月にその申請があったとします。そこで、その申請者の資格が仮に4月までさかのぼったとします。その場合は一応4月からの分というのは還付されません。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 8月の話ではなくて、私が聞きたいのは、では例えば1年後に気がついたら、1年後に気がついた場合にも申請すれば還付されるのかとか。

それと、やっぱりこれは、それは別に板倉町が悪いわけではないのだけれども、厚生省か何かが非常にあいまいにするからこれはいけないのしょうけれども、普通の人はなかなかそういうものを理解して申請するなんて人少ないと思うのだよね。すると、意外と、さっき国保から、社会保険なんかに入っている人は詳しい人もいるけれども、国保に入っている人が後期高齢者にだんなさんが入って、残った奥さんが国保に新たに今度は被保険者となった場合なんかには、案外そういうのに気がつかずに、役場から納付書が来ると、そのまま知らずに払ってしまうという人が意外と多いのではないかと。それをまた期待しているのかもしれないのだけれども、悪いこと言えますよ、申請主義というのは。だから、そういうことをどのように親切に知らせてやるかと、これも行政サービスの1つだと思うので、なるべく広報なんかにもわかりやすく、大きな見出しが何かつけて、一人でも多くの人がかかるように周知させるというのもサービスだと思うのですよね。

それと、先ほどの話だと、1年たったって、1年経過しても申請すれば去年のやつをとかというので戻してくれるとか、そういう制度があるか、その辺のところはわかりませんか。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） その1年後ということですがけれども、国保税4月1日が要するに賦課基準日ですよ。ですから、4月1日からこうなってきますので、例えばその前年度の部分というのは恐らく適用できないのではないかとこの感じがするのですけれども、これはちょっと確信しているわけではないですけれども、ただ4月1日が賦課の基準日ということですので、ちょっと難しいのではないかと感じします。

確かにこの辺の、今後ですけれども、周知の関係なのですから、どうしてこの辺で申請主義採用しているかという部分が本当に難しい部分ですけれども、恐らく通常の減免の部分と、こういった被扶養者のかかる減免ですか、例えば普通の6割4割というものは低所得者の関係ですよ、減免が。今回のこの被扶養者の減免の関係というのは、低所得者の減免の部分と一応手続上、区別ではないですけれども、そういった形があるのかなという感じがします。いずれにしても、こちらとしましては、確かにこの辺をなるべく知ってもらうのが一番いい方法ですので、いろんな形でその辺は周知していきたいと思っております。

○議長（荻野美友君） 次に、中里建設農政課長より訂正がありますので、それを許します。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 先ほど石山甚一郎議員からのご質問でありました飼料用稲の作付拡大の関係でございますが、先ほど私、稲でなくて米ということで、ミスプリということでお答えをしてしまいましたのですが、これは事業といたしましては飼料用稲の作付拡大助成という事業名でございます、その内訳といたしまして、稲作付と米作付という区分けがされております。したがって、予算書説明書きのとおりで間違いがございませんので、その点をご訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

---

#### ○議案第34号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

○議長（荻野美友君） 日程第11、議案第34号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第34号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第1号）について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,840万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金に45万円、国庫支出金に30万円、県支出金に7万5,000円、繰入金に7万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、医療諸費に90万円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第34号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

これは、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,840万4,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、老人医療に要する費用でありますけれども、主に国、県、町の負担金、それから支払基金の交付金によって成り立っております。今回の補正でありますけれども、医療費支給費の増加が見込まれることから、90万円を老人保健法で定められました負担率でそれぞれ追加をするものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、7ページをお願いいたします。第2款医療諸費でありますけれども、医療費支給費について、柔道整復、マッサージ支給費等の増大が見込まれることから追加をするものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第35号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（荻野美友君） 日程第12、議案第35号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第35号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,555万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金に29万9,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、前期高齢者納付金に29万9,000円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第35号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

これは、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,555万6,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、今回の補正でありますけれども、前期高齢者納付金の不足が見込まれることから、29万9,000円を繰越金から追加をするものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、7ページお願いいたします。第4款前期高齢者納付金等でありまして、社会保険診療報酬支払基金への納付金の不足が見込まれることから、追加をするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 金額の話ではないのですけれども、用語の説明をしてもらいたいのですけれども、前期高齢者納付金というの、今、支払基金に送ると説明があったのですけれども、前期高齢者納付金という項目が何か設けられておるのですか。前期高齢者用の別枠で支払基金に納付するという、金額は物すごく小



さいですよ。それで、どういう内容なのですか、これ、前期高齢者納付金というの。この仕組みとこの用語のこと、ちょっと説明いただきたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 前期高齢者納付金の関係でありますけれども、この関係につきましては、平成20年度4月から医療制度の改革に伴いまして後期高齢者医療制度がスタートしたわけでありまして、その中で年齢によって後期高齢者、それと前期高齢者ということで区分をするわけでありまして、75歳以上の方が後期高齢者、それから65歳から75歳未満の方が前期高齢者というふうに呼んでおりまして、新しい前期高齢者あるいは後期高齢者の制度が4月からスタートしました。今回の前期高齢者納付金でありますけれども、65歳以上から75歳未満の方を前期高齢者として位置づけをしまして、前期高齢者の医療費については財政調整をする制度ということであります。高齢者の多い市町村国保を救済するという目的であるわけでありまして、その納付金がこれまで示されていなかったわけでありまして、国のほうから示されまして、今回補正をさせていただいたわけでありまして、

この関係につきましては、既に平成20年度の当初予算で計上させていただいたわけでありまして、この調整の関係は社会保険の支払基金が調整をするわけでありまして、支払基金にこの納付金を納めるわけでありまして、それとは別に既に平成20年度の当初予算の中に前期高齢者交付金という形で1億8,000万円ほど計上させていただいているわけでありまして、その前期高齢者交付金をもらうための納付金というのがこれまで示されていなかったもので、今回30万円余になりますけれども、追加をさせていただくということになります。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうしますと、板倉町の支払基金への負担分というのがここで、たったこれだけの金額、補正して38万円という金額が板倉の負担分となるわけですね。それで、支払基金から板倉町に前期高齢者分として戻ってくるのが1億8,000万あるわけだ。そういうような仕組みということですね。板倉の負担分はこの38万だけで済むという、非常に金額少ないからおかしいなと思ったのですけれども、それでいいのですね。間違いないのですね。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） そういうことで、前期高齢者の加入者の少ない被用者保険が多く負担するということになりますので、国保の場合につきましては、前期高齢者の加入の割合が多い保険者でありますので、負担金については少なく済むということになります。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荻野美友君） ここで、先ほど青木議員より保険の1年前のことはどういうことかということでございますので、そのことについて荒井生活窓口課長より説明をお願いします。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 先ほど1年前まで、還付の関係ですけれども、遡及できないかということなのですけれども、これ結局2年間だけ要するに所得割、資産割額を軽減できる制度ですので、2年間は遡及できるということです。

---

#### ○農業委員会委員の推薦について

○議長（荻野美友君） 次、日程第13、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員は3人とし、板倉町大字下五箇1749番地、荒井嘉一郎君、板倉町大字西岡353番地、猿山菊代さん、板倉町大字岩田甲1902番地、増田満智子さん、以上の方を板倉町農業委員会の委員に推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は3人とし、ただいま指名いたしました荒井嘉一郎君、猿山菊代さん、増田満智子さん、以上の方を推薦することに決定いたしました。

---

#### ○陳情第4号 国営事業の存続を求める陳情について

陳情第5号 難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を  
求める陳情

陳情第6号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める陳情について

○議長（荻野美友君） 日程第14、陳情第4号 国営事業の存続を求める陳情については、建設農政生活常任委員会へ付託いたします。

日程第15、陳情第5号 難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求める陳情について、日程第16、陳情第6号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める陳情については、総務文教福祉常任委員会へそれぞれ付託いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（荻野美友君） 次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午前10時45分)